

○帯広市立小学校、中学校及び義務教育学校区域外通学許可事務処理要領

改正 平成30年12月27日

令和4年3月31日

帯広市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域規則第2条及び第4条の規定による区域外通学の許可は、次により処理する。なお、安全面の確保など、保護者は児童生徒の通学について責任を負うものとする。

許可の適用範囲	添付書類	備考
<身体的理由による>		
①病弱、虚弱、肢体不自由等で、指定校への就学が困難なとき。	医師の診断書等、状態が判るもの	
<居住に関する理由による>		
②近く住所変更が確定しているとき。	契約書の写し等	原則として、1年以内住宅の新築等で住民票のみの異動も含む。
③止むを得ない事情により住民票に記載されている住所と居住地が異なるとき。		
<家庭に関する理由による>		
④保護者が仕事等で家庭不在のため、一時親族等へ預けるとき。	保護者の勤務証明書等、状況が判るもの及び預かり承諾書	
⑤生活基盤が他校の通学区域に属しているとき。		町内会等が通学区域で分かれているとき等
⑥兄弟姉妹が他校に就学しているとき。		卒業まで
<教育的理由による>		
⑦最終学年で転居したとき。		卒業まで(義務教育学校前期課程に就学している児童にあつては前期課程修了まで)

⑧学年途中で転居したとき。		卒業まで(義務教育学校前期課程に就学している児童にあつては前期課程修了まで)
⑨教育上特別の理由により、指定以外の学校へ通学させる必要があると認められるとき。	学校長の意見書・理由書等	いじめを理由とする場合は、学校及び教育委員会と十分に協議の上、判断する。
⑩特認校への就学を希望するとき。		
<その他>		
⑪既設校間の通学区域を変更するに当たって特に認めるとき。		
⑫学校の移転・統廃合に伴い、就学の弾力的措置を認めるとき。		別紙1及び別紙2のとおり
⑬諸事情から真に止むを得ないと教育長が認めるとき。		

附 則

この要領は昭和52年4月1日から施行する。

この要領は平成9年4月1日から施行する。

この要領は平成17年10月19日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成20年12月2日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月27日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日)

この要領は、令和3年12月28日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この要領は、令和4年4月1日に施行する。